

YUFU CITY INFORMATION MAGAZINE

あらかしの森^もの林通信

2月号



● 由布市消防団として初の特別点検

● 由布市成人式

● 由布市臨時的雇用職員等の登録受付

由布市消防団として初の特別点検

由布市消防団の特別点検が1月9日、湯布院総合運動場で開かれました。総員752人中、

待機組を除く13分団40部から459人の団員が出動。団旗入場のあと、首藤市長らが人員服装や機械器具を点検。



また、終始きびきびとした動作で、行進間・停止間の訓練や小型ポンプ操作が披露されました。訓練最後の放水点検では、由布岳をバックに新春の大空に向かって一斉に放水。水はきれいな弧を描き、場内からは大きな拍手が送られました。

訓練後、首藤市長が「きわめて優秀で、市消防団を誇りとします。これからも地域住民のために、災害の少ない安心して住めるまちを目指しましょう」と講評。永年勤続などの各種表彰も執り行われました。



▶朝霧につつまれた点検会場



▲放水点検を見て「虹が出る。きれい」と喜ぶ由布院幼稚園の園児

由布市成人式

由布市成人式が1月13日はさま未来館で行われ、今年度成人を迎えた408人のうち264人が出席しました。

式では、首藤市長が各地域代表の林菊丸さん（挾間町）、麻生友理恵さん（庄内町）、小野拓也さん（湯布院町）に、成人証書と記念品（図書カード）を手渡し、「大きな志を持ち、由布市を皆さんの力で大きく成長させてほしい」とあいさつ。新成人が「自分を偽ることなく、自分の道を目指していきたい」と誓いのことを述べました。

式後には、祝賀パーティーが



挾間小学校校体育館で開かれ、久しぶりに会った恩師や同級生と懐かしく楽しいひとときを過ごしました。



▲抽選会や給食メニューのバイキングが好評だった祝賀パーティー

「記念写真」「成人証書」を差し上げます



- 記念写真 由布市成人式に出席された新成人者で、記念写真を撮影された方は写真ができています。
- 成人証書 由布市成人式に出席できなかった新成人者の方は、成人証書を準備しています。
- ◆受取方法 出身地域の各公民館（挾間公民館・庄内公民館・湯布院公民館）に記念写真と成人証書を用意をしています。2月4日(月)から3月31日(月)の間に、本人または代理の方でも結構ですので、お受け取りください(代金不要です)。

問い合わせ

生涯学習課 ☎0977-84-3111 庄内公民館 ☎097-582-0214
 挾間公民館 ☎097-583-1118 湯布院公民館 ☎0977-84-2604

ニュース

成人者が誕生した
 昭和62年4月2日から
 昭和63年4月1日まで

国内では

青函トンネル開通
 東京ドームがオープン

県内では

日本・テキサス会議が
 湯布院町で開催
 JR久大本線に古国府駅開業

「由布市住民自治基本条例」の素案について

みなさんからいただいたご意見にお答えします

由布市住民自治基本条例制定検討委員会は、住民自治基本条例の素案を平成19年7月に市報「ゆふ」および由布市ホームページで公開するとともに、8月から9月の間に各地域で市民説明会を開催し、市民の皆様からご意見をいただきました。その貴重なご意見について、10月以降4回にわたり検討委員会で取り扱いを協議し、条例への反映に努めてまいりました。

今回、市民の皆様からのご意見について検討委員会で検討した結果を、取り扱いの結果および見解として取りまとめましたのでお知らせします。

問い合わせ ● 由布市役所総合政策課（電話097-582-1111 内線223）

【条例案が答申されました】

1月11日、由布市住民自治基本条例制定委員会（佐藤慎一会長、7人）により由布市住民自治基本条例案がまとまり、首藤市長へ答申されました。検討委員会は、平成18年7月に第1回目の委員会を開催して以来、合計15回の会議を開催し、由布市としてあるべき条例をめざし、市民並びに議会、行政それぞれの立場から、三者が理解し、共有できる条例の制定を検討してきました。市民が主体的に市政やまちづくりに関わり、地方分権社会にお



ける新しい自治を実現していくため、これからの基本となる条例案となっています。

前文に関する意見について

意見 何が必要なので制定するのですか。一般的に分かっている当たり前のことを規定されると強制、管理されている感じがしますが、条例により半強制的になりませんか。

見解 この条例は、3町が合併して誕生した由布市のまちづくりを、市民のみなさんが主役となって進めるための基本的事項を確認するものです。市民の自主的・自発的な参加を基本としており、管理・強制をするものではありません。

第1章「総則」に関する意見について



意見 この条例は他の条例よりも上位のものとなるのですか。

見解 由布市の理念を掲げるもので、市民みなさんの合意を得て、他の条例の基本となるものです。第3条（条例の位置づけ）に示すとおりまちづくりの原則として、他の条例、規則の制定、改廃にあたり最大限尊重されるものです。

第2章 「まちづくりの基本理念と基本原則」に関する意見について

意見 情報開示を積極的に行うことを基本理念に加えてほしいと思います。

見解 まちづくりのための方法として、前文に「情報の共有」を追加し、具体的内容を示す第14条(情報共有の推進)は積極的姿勢を表すよう修正しました。

第3章 「市民・事業者の権利及び役割と責務」に関する意見について

意見 「今まで以上に、市に協力しなさい」ということでしょうか。

見解 第7条(市民・事業者の役割と責務)4項に関し、市民の自治意識が向上し、自治会等コミュニティ活動が活発化することで、市民が主体となったまちづくりが進むことを目指しています。

意見 第7条4項に示される「心分の負担」とは何ですか。現在、高齢者等は負担が重荷になっていると思います。

見解 様々な形で市民が地域の活動を支える役割を有することを示すものです。区費等金銭的な負担に限らず、労力や知識・経験を地域生かすことなど、それぞれができる形で地域活動を

支えることができます。

第5章 「市長等の役割と責務」に関する意見について

意見 市の責務等は「努めなければならぬ」という強い言葉とすべきではないでしょうか。

見解 全文にわたり見直しを行い、上位の法律等で明確な規定のあるものは「しななければならない」等を使用しました。これ以外については最大限の努力を示すことを示しています。

第6章 「市政運営」に関する意見について

意見 積極的な情報開示がなければ協働は成り立ちません。情報公開について詳しく記述するべきではないでしょうか。

見解 市民への情報提供は、条例の基本原則として条例全体を通して市の努めるべき重要な事項に位置づけています。ご意見を参考に、第14条(情報共有の推進)を市の「積極的」な情報提供の姿勢を表すよう修正しました。

意見 「市民のもつ情報を把握すること」を加えることが必要ではないですか。

見解 第14条について、ご提案の趣旨を反映して、市民のもつまちづくりに関する情報の収

集・活用を図るよう市の役割に関する規定を追加しました。

第8章 「参画と協働」に関する意見について

意見 参画について、具体的な意味や方法が分からない。行政と一体となった市民参画について、市民への意識づけと具体的推進を図ることに市が努めるべきではないでしょうか。

見解 第22条から25条で市民参画、パブリックコメント、協働のまちづくり、住民投票といった具体的な参画の手段を示しています。ここで示される権利や制度を市民のみなさんが積極的に活用してくださることを期待しています。

意見 公募委員制度を充実し、委員会などの委員は、広く公募し、委員数の制限を設けず半数以上を公募で行うべきではないでしょうか。

見解 第11条(市及び職員の役割と責務)で市の責務として、市民のまちづくり参画への権利を保障することを規定しています。ご意見を参考に、参画協働の第22条に2項を新設し、委員会等の公募委員の規定を追加しました。

意見 協働とは何をすればいいのかわかりません。条例によって、自治会に行政施策等の推進

を強要することができるよう感じられます。

見解 第24条(協働のまちづくり)でコミュニティ活動について示しています。行政が活動を強要するのではなく、市民と議会、市がお互いに理解し合い、力を合わせてまちづくりを進めることを目指すものです。ご意見を参考に、市民の主体的な取り組みによって進められることを示すよう修正しました。

その他のご意見について

意見 県や他の市町村にこのような条例はありますか。また、国の指示ですか。

見解 地方分権改革の進展に伴い、全国で自治基本条例制定の動きが活発化しています。平成19年9月現在で100以上の自治体が住民自治やまちづくりに関する条例を制定しています。県内では、九重町が既に制定しており、現在では大分市等も制定に取り組んでいます。この条例は、由布市として自主的に自治のルールを定めようとするものです。

※今回は、ご意見の多いものについて掲載しました。

※後日、項目ごとに整理した資料を作成して、配布する予定です。

由布市地域審議会委員を募集します

由布市が誕生して2年が経過しました。由布市は、「融和・協働・発展」をまちづくりの基本理念に掲げ、「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」を目標に効率的で均衡のとれた市政運営に努めているところです。

地域審議会は、合併後の平成18年に、挾間・庄内・湯布院の各振興局地域において設置され、これまで総合計画地域計画の立案をはじめ、各地域の振興・発展について意見をいただいております。

このたび、審議会委員の任期満了に伴い、一般公募委員を募集しますので、これからの由布市の地域づくりに関心をお持ちの方の応募をお願いいたします。

1. 地域審議会委員の構成・任期、地域審議会の役割

- 地域審議会委員は、1地域審議会15人で、任期は平成20年4月から2年です。各振興局地域の各種団体の代表者・有識者と一般公募委員（5人）で構成されます。
- 地域審議会は、新市建設計画に基づく地域づくり等について市長の諮問に応え、審議・答申します。また、地域の振興に関することについて、必要に応じて審議し市長に意見を述べるすることができます。

2. 応募方法

一般公募（申し込みは各振興局地域振興課）
※各振興局地域振興課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

3. 公募期間

2月14日(休)～3月14日(金) 午後5時まで

4. 応募資格

- ① 応募する振興局内に住所を有し、審議会に出席できる方。
 - ② 平成20年4月1日現在で18歳以上の方（ただし学生は除く）。
 - ③ まちづくりに興味と関心がある方。
- ※ご注意 住所地以外の審議会に応募はできません。
議員・公務員の応募はできません。

5. 募集人員

- 1地域審議会に5人
- 応募者が、それぞれの地域審議会の募集定員（5人）を超えた場合には、各振興局地域振興課で公開抽選会により選考します。また、定数に満たない場合は、不足数を振興局で選任します。

6. 結果

結果は公表します。

7. 申込先・問い合わせ

挾間振興局 地域振興課

〒879-5592 由布市挾間町向原128-1

☎097-583-1111 FAX 097-583-3901

Eメール h_sinko@city.yufu.oita.jp

庄内振興局 地域振興課

〒879-5498 由布市庄内町柿原302

☎097-582-1111 FAX 097-582-3971

Eメール s_sinko@city.yufu.oita.jp

湯布院振興局 地域振興課

〒879-5192 由布市湯布院町川上3738-1

☎0977-84-3111 FAX 0977-85-3104

Eメール y_sinko@city.yufu.oita.jp

寄付・寄贈のお礼

由布市に次のとおりご寄付をいただきました。市の浄財として有効に活用させていただきます。ありがとうございます（12月・1月分）。

〔個人〕

津久美 英一様

(1,116,000円)

〔団体等〕

みらいしんきん同友会

向原支部 様

(59,115円)

庄内子供神楽愛好会 様

(10,000円)



春の火災予防運動が 始まります

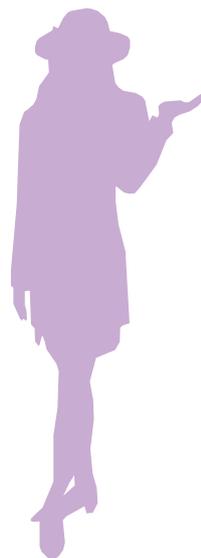
3月1日(出)から3月7日(金)までの1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。空気が乾燥し、ちよつとした不注意から火災が発生しやすくなります。火の取り扱いは十分注意し、火の用心を心掛けましょう。



募集!

由布市キャンペーンレディ

由布市の観光大使として、幅広くイベントに参加できる健康で明るい個性あふれる女性を募集します。



募集人員 2人

応募資格 左記の条件を満たす人

- ・年齢満18才以上の女性(高校生を除く)。
- ・市内に在住または市内の事業所等に勤務している人。
- ・1年間に20日程度、市や観光協会等の行事(祭り、テレビ、雑誌など)に参加し、市の概要や観光等をPRできる人。
- ・健康で明るい人。

応募方法

- ・自薦、他薦(家族、職場、自治区、友人など)は問いません。

選考方法

- ・申込書に必要な事項を記入の上、持参または郵送のこと。(申込書設置場所: 商工観光課、各振興局地域振興課窓口、市ホームページからもダウンロードできます)
- ・一次審査は書類審査、二次審査は面接審査を行います。
- ※審査で惜しくも漏れた方の公表は一切しません。

表彰・賞

表彰状および副賞を授与します。副賞として主催者、後援者から賞品を贈呈します。

申込期日

2月1日(金)～3月14日(金) ※当日消印有効

申込先・問い合わせ

商工観光課

(☎0977-8413111 内線513、514)
〒879-1519 由布市湯布院町川上37338-1

自動車の移転登録、抹消登録はお済みですか

自動車税は、毎年4月1日現在に運輸支局に登録されている自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)にその年度分(4月から翌年3月まで)が課税されます。

次のような場合は、必ず大分運輸支局(☎050-5540-2087)で登録手続きをしてください。この手続きをしないと、引き続き自動車税が課税されます。

●自動車を下取りに出したり、他人に譲渡したとき…**移転登録**

●自動車を使用しなくなったり、解体したとき…**抹消登録**

また、名義人が住所変更した場合は、大分県税事務所自動車税管理室と運輸支局に変更の届けをしてください。

大分県税事務所自動車税管理室
問い合わせ 大分市大津町3-4-13
☎097-552-1121

毎年申告が必要です

市県民税における住宅ローン控除

平成20年以降、市県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成20年3月17日(月)までに「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。



住宅ローン控除の適用を受ける方	申告書提出先
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して、由布市役所税務課または各庁舎申告会場へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに、大分税務署または各庁舎申告会場へ提出

※控除可能額(融資残高)や所得税の税額控除の状況により、該当しない場合があります。

問い合わせ ●税務課市民税係
(☎097-582-1111 内線146・147)

市県民税の申告はお早めに

平成19年
12月20日
公布・施行

『由布市飲酒運転根絶に関する条例』

由布市・飲んだらのれん条例

が制定されました

平成18年8月、福岡市において幼い3人の尊い命を奪った飲酒運転による交通事故が発生しました。これを契機として、飲酒運転根絶に向けたさまざまな取り組みが行われていますが、依然として飲酒運転は後を絶ちません。

この条例は、市、市民の皆さんおよび事業者の皆さん、そして市内を訪れる皆さんと一体となって、飲酒運転根絶の活動を推進することにより、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる市民生活の実現を目指すものです。

次のことを実践し、飲酒運転の根絶を目指しましょう。



市民の皆さんは

- 「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底しましょう。
- 家族みんなで飲酒運転根絶について話し合います。
- 地域等における飲酒運転根絶活動に協力・参加しましょう。

事業者の皆さんは

- 自動車等の運行に当たっては、飲酒の有無を確認するなど飲酒運転根絶に関し必要な措置を講じましょう。
- 従業員に対して、飲酒運転防止のための教育および指導を徹底しましょう。

酒類提供飲食店等の皆さんは

- 飲酒運転をするおそれのある者に対して、「飲酒をすすめたり酒類を提供しない」を徹底しましょう。
- 店内に飲酒運転の防止を呼びかける文書を掲示するなど飲酒運転を防止するための必要な措置を講じましょう。

市は

- 飲酒運転根絶の取り組みの実施
- 飲酒運転根絶に関する知識普及および意識の高揚等を図るため、広報啓発活動等を推進します。

飲酒運転のない 安全・安心の市民生活の実現

飲酒運転のない由布市に

飲酒運転撲滅を訴える映画「0(ゼロ)からの風」の上映会が1月27日、はさま未来館文化ホールで行われました。挟間地域の交通安全協会と女性ドライバー協議会、女性団体連絡協議会の主催でおよそ250人が来場。交通安全の大切さや命の尊さを再確認した機会となりました。



反射材や啓発物資を配布 ▶

毎月20日は

『飲酒運転根絶 市民運動の日』

家庭・職場・地域で飲酒運転根絶について話し合います。

交通災害共済の加入について

わずかな掛金であなたとあなたの家族を守る交通災害共済に加入しましょう。



国内で自動車・単車・電車・バス・航空機・自転車などに乗っている事故やこれらの乗り物に接触・衝突等による事故にあった場合、見舞金が支払われます。

対象者 市に住民登録(外国人登録)をしている人。

共済掛金 1人 年額360円(1人1口に限る)

共済期間

平成20年4月1日(4月1日以降に加入される人は、掛金納入日の翌日から)～平成21年3月31日

加入方法

配布された申込書に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各庁舎の担当課、または自治区で取りまとめることができる場合は、自治委員さんへ提出してください。

申込先・問い合わせ

防災危機管理室(庄内庁舎) ☎097(582)1111

挾間庁舎地域振興課 ☎097(583)1111

湯布院庁舎地域振興課 ☎0977(84)3111

写真付き住基カードは運転免許証などと同様に公的証明書として利用できます

こんなときに便利です

- 銀行口座等の新規開設
- 携帯電話・クレジットカード等の契約
- 書留郵便等の受け取り
- 戸籍の届け出
- パスポートの発行
- 行政機関の個人情報開示請求

「住基カード」の交付手続き、手数料などについては市民課 ☎097-582-1111

1 内線1552にお問い合わせください。



住民票の写しや戸籍謄抄本等の請求時に本人確認を実施します

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」および「戸籍法の一部を改正する法律」の施行に伴い、住民票の写しや戸籍謄抄本等の請求時および住民異動届や戸籍届出等の際の本人確認を厳格化させていただくこととなります。**法律の施行日は平成20年5月ごろの予定です。**

この法律の改正は、本人になりすまして虚偽の届け出をすることや、各種証明書を不正に受け取り悪用することを抑止するためのものです。詳しい内容については、今後お知らせしていきます。

本人確認の方法

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の身分証明書(写真付き)を窓口に提示していただく等の方法で確認します。

本人確認の対象となる届出・証明発行等

《住民異動届》

・ 転入届 ・ 転出届 ・ 転居届 ・ 世帯変更届

《戸籍届出》

・ 婚姻届 ・ 離婚届(協議の場合のみ) ・ 養子縁組届
・ 養子離縁届(協議の場合のみ) ・ 認知届 ・ 不受理申出

《証明発行》

・ 住民票の写し等の発行 ・ 戸籍謄抄本等の発行

● 住民異動届および各種証明発行を代理人に委任する場合は、委任状が必要になります。

問い合わせ

市民課 ☎097-582-1111 内線151・152

由布市人事行政の運営等の状況を公表します

職名別職員数の状況

平成19年4月1日現在

区分	1級	2級	3・4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事・主事補	主任	主査	係長・主査	課長補佐・主幹	課長	部長	
職員数	21	31	86	61	174	38	11	422
構成比	5.0%	7.3%	20.4%	14.5%	41.2%	9.0%	2.6%	100%

人件費の状況(平成18年度)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
18年度	36,612人	15,813,203千円	3,792,081千円	24.0%

※人件費には、特別職の給料・報酬も含まれています。

職員給与費の状況(平成18年度)

区分	職員数	給与費			計
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
18年度	410人	1,757,359千円	208,508千円	775,133千円	2,741,000千円

※職員手当には、退職手当・児童手当を含みません。

平均給料月額及び平均年齢

平成19年4月1日現在

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	354,350円	44歳9月

初任給の状況

平成19年4月1日現在

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	178,800円	144,500円

期末・勤勉手当(平成19年度)

区分	期末		勤勉	
	6月期	1.4月	0.725月	
	12月期	1.6月	0.775月	
	計	3.0月	1.5月	
期末・勤勉手当				

退職手当

平成19年4月1日現在

区分	自己都合	定年・早期退職
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

特別職の給料・手当

平成19年4月1日現在

区分	給料・報酬月額	期末手当	
市長	729,000円	6月期 1.6月 12月期 1.7月 計 3.3月	
副市長	611,010円		
教育長	533,820円		
議長	380,000円		
副議長	340,000円		
議員	320,000円		

※市長は10%減額 副市長・教育長は7%減額した額

採用の状況

平成19年4月1日採用

行政職	保育士	保健師	消防職	合計
2人	0人	0人	4人	6人

退職の状況(平成18年度)

定年	勸奨	自己都合	その他	合計
6人	2人	0人	1人	9人

部門別職員数

平成19年4月1日現在

部門	一般行政										特別行政			普通会計	公営企業等				合計
	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	小計	教育	消防	小計	計	水道	下水	その他	小計	
職員数	6	86	21	67	22	1	28	11	23	265	53	59	112	377	15	1	29	45	422

定員管理計画

各年4月1日現在

区分	職員数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		増減	—	▲6	▲8	▲7
消防職	職員数	56人	59人	60人	64人	60人
	増減	—	3	1	4	▲4

※増減の数値は毎年比

由布市奨学会奨学生募集

■対象者

保護者または世帯主が1年以上由布市に在住している人の子弟で高校、高専、大学または短大に在学し優秀な資質を有し、経済的理由により学資の支弁が困難な人

■貸与金額(月額)

高校奨学生 7千円

高専奨学生 9千円

大学(短大)奨学生 2万円

■募集期間

平成20年4月中旬～5月末

■願書配布先

学校教育課(湯布院庁舎)

市民課(庄内庁舎)

地域振興課(挾間庁舎)

■問い合わせ

学校教育課

(☎0977-84-3111)

内線243)



小・中学校

就学援助のお知らせ

お子さんを小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの人に学用品、給食費、修学旅行費などの一部を援助して

います。

詳しく

は、学校

から配布

される「就学援助

についてのお知らせ」をご確認

いただくか、学校教育課(☎

0977-84-3111内線

243)または各学校へご相談

ください。



幼稚園授業料免除の

お知らせ

幼稚園に通園中のお子さんをお持ちのご家庭で、授業料の支払いの経済的負担が大きい世帯を対象に授業料を減免しています。

詳しくは、5月に幼稚園から配布される「幼稚園授業料の減免のお知らせ」をご確認いただくか、学校教育課(☎0977-84-3111内線243)、または幼稚園へご相談ください。

区域外就学について

由布市内に住民票がある児童生徒が、通学区以外の学校への就学を希望する場合の基準及び手続きが平成20年2月より一部変更になりました。

■手続きの方法

保護者の方が「区域外就学申請書」および添付書類を教育委員会に提出してください。提出された月に開催される「由布市教育委員会」で審議のうえ、許可・不許可を決定して保護者の方へてに通知します。なお、許可期間は1年間になりますので、継続を希望する場合は、年度ごとに新たな申請書の提出が必要になります。

「区域外就学申請書」は、学校教育課(湯布院庁舎)・地域振興課(挾間庁舎)・市民課(庄内庁舎)に用意しています。

■許可基準および

申請書類等について

詳しくは、学校教育課(☎0977-84-3111内線218)までお問い合わせください。



スポーツ安全保険加入のお知らせ

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア・地域・指導活動などを行う5人以上のアマチュアの団体やグループを対象にした保険です。

グループが安心して活動ができるように、みんなで加入しましょう。

- 受付期間 平成20年3月3日～平成21年3月30日
- 保険期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日
- 加入依頼書設置場所(2月下旬以降)
生涯学習課、挾間公民館、庄内公民館、湯布院公民館
- 問い合わせ 生涯学習課体育係(☎0977-84-3111)

由布市臨時的雇用職員・嘱託職員の登録受付について

由布市では、市の各庁舎および施設において事務補助、作業等を行う臨時・嘱託職員の採用候補者名簿の登録を受け付けています。この登録は必要な業務に応じて雇用するものであり、必ずしも雇用をお約束するものではありません。

1. 申込方法等

- (1) 総務課、各振興局に備え付けの応募用紙に必要事項を記入(写真を添付のうえ希望する職種を優先順に記入)、住所、氏名を書いた官製はがきを同封し、直接または郵送(封筒の表に「臨時職員希望」と朱書き)で総務課職員係までお申し込みください(はがきは試験日程等をお知らせするものです)。
- ※資格を有する職種は、資格証明書等の写しを添付してください。
- ※会社、団体での申し込みはご遠慮願います。
- (2) 申込受付期間
- 平成20年2月14日(木)～2月29日(金)
 - 午前8時30分から午後5時(土曜日、日曜日を除く)

2. 採用について

- ・郵送の場合は、2月29日(金)までの消印有効です。
- (1) 登録採用試験について
試験内容 面接試験
試験日 3月8日(土)、3月9日(日)〈予定〉
- (2) 雇用期間は、最長1年です。
- (3) 応募多数の場合は、由布市内在住者を優先します。
- (4) 採用の必要がある時に、登録者の中から選考しご連絡します。
- ※登録期間は1年間とします。
- (1) 賃金 業務内容により、単価が異なります。
- (2) 勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時ですが、職場によっては、勤務時間が異なります。

3. 勤務条件等について

- (3) その他
- ・交通費 支給しません
 - ・休日等 原則として、土曜日曜、祝日が休日となります(職場によっては、休日が異なります)。
 - ・休暇等 由布市の規定により、年次有給休暇等が付与されます。
 - ・社会保険等 社会保険、雇用保険に加入していただきます。

申込先・問い合わせ

総務課職員係
☎097-582-1111
内線205、206
〒879-1549
由布市庄内町柿原302番地

※申込用紙、詳細については、挾間振興局地域振興課、湯布院振興局地域振興課にも置いています。



市長部局

1.事務職

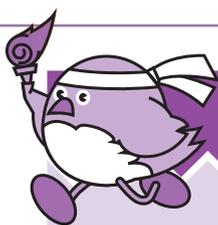
職 種	応 募 条 件	勤 務 地	年 齢
事 務 補 助 員 等	業務に必要なパソコン技能を有する人	各 庁 舎	18歳～55歳
徴 収 員	税関係の徴収および収納事務	庄 内	40歳～65歳
レセプト点検嘱託員	医療事務資格を有する人	湯 布 院	20歳～60歳
介 護 認 定 調 査 員	保健師・看護師、ケアマネージャーで普通自動車免許を有する人	各 庁 舎	30歳～55歳
訪 問 指 導 員	看護師資格を有する人	〃	30歳～60歳
保 健 師	保健師資格を有する人	〃	22歳～60歳
看 護 師	看護師資格を有する人	〃	〃

2.作業職

職 種	応 募 条 件	勤 務 地	年 齢
保 育 士	保育士資格を有する人(採用後要健康診断書)	挾 間、庄 内	20歳～55歳
調 理 員	調理師免許を有する人(採用後要健康診断書)	挾 間 保 育 所	20歳～60歳
支 援 員	施設の条件による	小松寮(庄内)	18歳～60歳
看 護 師	看護師資格を有する人	〃	22歳～60歳
夜 間 介 助 支 援 員	施設の条件による	〃	40歳～65歳
管 理 宿 直 員	〃	〃	〃
支 援 員	施設の条件による	寿楽苑(庄内)	18歳～60歳
介 助 員 (昼 間)	〃	〃	40歳～65歳
〃 (昼 夜 交 替 制)	〃	〃	〃
夜 間 警 備 員	〃	〃	〃
調 理 員	施設の条件による(採用後要健康診断書)	各 施 設	18歳～60歳
作 業 員・技 術 補 助 員	現場の条件による	市 内	40歳～65歳
業 務 補 助 員	〃	健康温泉館(湯布院)	18歳～65歳

教育委員会

職 種	応 募 条 件	勤 務 地	年 齢
小 学 校 臨 時 講 師	小学校教育免許資格を有する人	市 内	22歳～60歳
学 校 図 書 司 書	司書資格を有する人	〃	20歳～60歳
学 校 校 務 員 等	学校の条件による	〃	18歳～60歳
幼 稚 園 臨 時 教 諭	幼稚園教諭免許資格を有する人	〃	20歳～55歳
幼 稚 園 代 替 教 諭	〃 (4月～7月)	〃	〃
幼 稚 園 預 かり 保 育 指 導 員	幼稚園教諭免許資格を有する人	〃	〃
学 校 給 食 調 理 員	学校の条件による	〃	18歳～60歳
コ ー デ ィ ネ ー タ ー	施設の条件による	〃	40歳～65歳
事 務 補 助 員	業務に必要なパソコン技能を有する人	〃	18歳～60歳
施 設 管 理 員	施設の条件による	〃	20歳～65歳
図 書 司 書	司書の資格を有する人	挾 間、湯 布 院	20歳～60歳
地 区 公 民 館 長	施設の条件による	湯 布 院	40歳～65歳



チャレンジ! おおいた国体だより

チャレンジ! おおいた国体由布市ボランティアを再募集します!

昨年、由布市国体ボランティアの募集を行い、登録させていただいた方につきましては、リハーサル大会で競技会ボランティアとして活動していただきました(本大会でも活動をお願いします)。チャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会では、引き続き、3月末までボランティアを募集します。特に、国体を盛り上げるための花づくりや清掃活動等のボランティアの方々を多く募集します。



昨年のゴルフリハーサル大会会場です。ボランティアの方々がプラントナー管理をする様子。

一. 主な活動内容

本国体で、全国から由布市を訪れる監督選手や競技関係者の歓迎や競技会の補助、国体を盛り上げるための花づくり・清掃活動・PR等のイベントのお手伝い等をしていただきます。

主な活動内容は、下記表のとおりです。なお、活動は無報酬でお願いします。

【申込資格】

16歳以上の方(高校生含む)で、由布市内在住、在学、在勤の方で個人又は団体。ただし、高校生については保護者の同意書が必要になります。

二. 活動の時期

【競技会場ボランティア】
大会準備期間から10月7日まで
【市民運動ボランティア】
4月から国体終了まで

三. 申込方法

申込用紙に記入し、チャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会に提出してください。4月以降説明会を開きます。

※申込用紙は各地域振興課にあります。また、チャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会ホームページからダウンロードできます。

【専門ボランティア】

筆	耕	賞状作成等
手	話	耳の不自由な方へのサポート
記	録	記念写真・ビデオ等の撮影・編集

【運営ボランティア】

受付・案内	総合案内所、各会場、駅等での受付案内
交通誘導	会場周辺、駐車場での誘導・整理
接待	大会本部・休憩所等での運営、湯茶接待
弁当配布	弁当引換所での申し込み受付・引換
会場管理	会場内での清掃美化・入場整理、案内、警備

【市民運動ボランティア】

花いっぱい運動	花作りおよび管理
PR活動	PRのぼり等の作成・設置・管理

【式典ボランティア】

アナウンス	式典・案内等の放送
式典補助	専門的知識を要しない記録等の補助

新年早々めじろんがあいさつ

由布市新春互礼会が1月4日はさま未来館で開かれました。今年はチャレンジ! おおいた国体開催年ということもあり、ステージには2体のおおいた国体キャラクター・めじろんが登場しました。

めじろんは多くの来場者に向かって愛ぎょうを振り、国体のPR、そして成功に向けた市民の協力をお願いを呼びかけました。

今後、国体開催までの各種催し会場で、めじろんが登場することになりそうです。どうか、めじろんを見かけたら、ぜひ可愛がってあげてください。



手を振って来場者に呼びかけるめじろん

※お問い合わせはチャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会 (由布市国体推進室 ☎0971-5821111 内線308) まで。

チャレンジ！ おおいた国体

由布市広報アイテムを貸し出します。

チャレンジ！おおいた国体由布市実行委員会では、めじるんを広く知っていただき、国体気運の醸成を図るため、広報アイテムを貸し出します。

1. 貸出対象物品

- ①めじるん着ぐるみ……2体
- ②めじるんダンスCD……1枚
- ③めじるんダンスDVD……1枚
- ④啓発用のぼり

2. 貸出対象者

由布市内の各公共機関及び各種団体、その他チャレンジ！おおいた国体由布市実行委員会事務局が適当と認める方とします。

3. 貸出方法

広報アイテムの借り受けを希望する方は、借受申請書に記入の上、チャレンジ！おおいた国体由布市実行委員会に提出してください（事前に広報アイテムの空き状況をご確認ください）。おそれいりますが、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とさせていただきます。

※借受者の方は、チャレンジ！おおいた国体由布市実行委員会事務局（由布市国体推進室）に來局し、広報アイテムを直接受

け取ることを原則とします。

なお、使用後は責任を持って速やかに返却してください。

4. 貸出期間

原則として5日以内です。

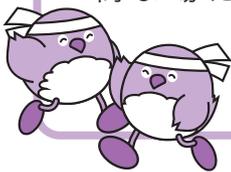
5. 貸出料金

無料です。

申請書類などは国体推進室（☎097-582-1111）にあります。またはチャレンジ！おおいた国体由布市実行委員会ホームページからダウンロードできます。<http://www.city.yufu.oita.jp/kokutai/index.html>
その際、貸出要綱をよく読んでください。

国体推進室

貸し出し希望の方には貸し出しをいたしますが、著作権フリーのため、空のCD・DVDを市役所国体推進室へお持ちいただければ、その場でコピーいたします（若干、お時間がかかります）。



秋田国体で2冠達成

カナ1競技少年男子の部・カナディアンペア200m、500m
長井海斗くんにも市長表彰

楊志館高校3年の長井海斗くん（挟間町赤野）は、昨年開催された第62回国民体育大会秋田大会のカナ1少年男子カナディアンペア200メートルと500メートルで見事優勝。スポーツ水準の向上に功績があったとして1月8日、首藤市長から表彰状が手渡されました。

中学3年から兄や姉の影響もありカナ1を始めたという長井くん。高校入学後は、本格的にカナ1に取り



組み、土日を返上しての練習でめきめきと実力をつけてきました。秋田国体の切り札として、予選会の1カ月前にペアでの練習を開始。「お互いの呼吸が合うまで少し時間がかった」というものの国体では圧勝し、カナ1競技の大分県優勝に貢献しました。

今年の目標は、大分開催となる国体への出場。コンマの差で勝敗が決まるという競技だけに、日々の鍛錬は欠かせません。「もっと持久力を付け、技術を磨いていきたい」と決意を新たにしていました。

高齢者虐待のサインを見逃さないで

高齢者虐待とは、家族(介護者)など身近な人から不適切な扱いをされて、高齢者の心身の健康が損なわれている状態のことをいいます。家族(介護者)が行う次のようなことは高齢者への虐待です。

- 身体的虐待…暴力をふるう。体を束縛したり、外部との接触を断つ。
- 性的虐待…性的な嫌がらせや強要(夫婦であっても同じ)
- 心理的虐待…言葉によって脅迫、侮辱したり無視したりする。
- 経済的虐待…年金などの現金を取り上げたり、財産を勝手に処分する。
- 世話の放棄・放任…必要な介護や世話をしない。



虐待のサイン

あなたの周りで次のようなことはありませんか。
虐待のサインを見逃さず、早期発見に役立てましょう。

〈高齢者のサイン〉

- ・ 過度におびえたり恐ろしがったりする。反対に極度な無関心、なげやりな態度などがみられる。
- ・ 説明のつかないけがをしている、あるいは治療されていない傷がある。(切り傷、打撲、出血、骨折、やけど、あざなど)
- ・ 部屋が非衛生的で、髪、ひげ、つめが伸び放題、身体にも異臭がある。
- ・ 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がみられる。
- ・ 食欲の変化、過食や拒食がみられる。
- ・ 経済的に困っているはずがないのに、お金がないと訴える。
- ・ 介護者が高齢者の健康に関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する。

〈家族のサイン〉

- ・ 高齢者に対する質問に介護者がすべて答えてしまう。
- ・ 高齢者に面会させない。
- ・ 相談員やサービス提供者に非協力的である。
- ・ 高齢者に対し暴言を吐き、冷淡、無関心である。
- ・ 介護疲れが著しい様子がうかがえる。

相談してください

家族や地域のつながりが希薄になってきたこともあり、介護者が孤立したり、介護疲れによって虐待がおこることがあります。介護保険などの社会的サービスを効果的に活用すれば防げる場合もありますので、一人で悩まず、行政・民生委員・介護支援専門員などに相談しましょう。虐待問題は、家庭の深層に関わる問題であり、プライバシーに配慮して相談にのります。

市内の各相談窓口

- 高齢者虐待防止に関する担当窓口
 - ・ 由布市福祉事務所 福祉対策課福祉係 ☎0977-84-3111 内線311
- 高齢者や障がい者、子育て等の総合相談窓口
 - ・ 地域総合相談支援センター(由布市社会福祉協議会 挾間・湯布院事務所内) ☎097-583-4344(挾間)、☎0977-84-3111(湯布院)
- 障がい者等の相談窓口
 - ・ 由布市障がい相談支援センター(由布市社会福祉協議会 庄内事務所内) ☎097-582-2756
- 高齢者の介護、保健、医療、福祉などを包括的に支援する高齢者の総合相談窓口
 - ・ 由布市地域包括支援センター各地域の事務所 ☎097-583-6850(挾間)、☎097-582-0106(庄内)、☎0977-85-4700(湯布院)

花いっぱいのまちづくり

花いっぱいのまちづくりの一環として行われている「第15回庄内花いっぱいのまちづくりコンクール」の審査が12月12日、庄内花いっぱい推進協議会理事會にて行われました。結果は左記のとおり(敬称略)。

コスモス共同花壇の部

◆グランプリ

しゅっや会

◆準グランプリ

大分庄内ライオンズクラブ



▲グランプリ

写真コンテストの部

◆特選 岩尾 敬一(挾間町挾間)

◆1等 首藤 久美子

(庄内町大籠)



▲特選

おしごとでー 国民年金

住所変更は
ありませんか?



現在、社会保険庁では約5,000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ(氏名、性別及び生年月日の突合せ)等を行い、その結果、記録同士が結びつくことと推定される方々については、順次、加入期間及び加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を送付しています。「ねんきん特別便」は現在、社会保険庁で管理している記録に基づいて作成しており、社会保険庁にお届けいただいている住所が現住所と違っている方のお手元には「ねんきん特別便」をお届けすることができます。ご住所の訂正(変更)は、ご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが年金担当窓口へ申し出をお願いいたします。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限が近づいています

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受給している人(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、特別弔慰金(額面40万円・10年償還の記名国債)が遺族1人に支給されます。請求が済んでいない対象者は、福祉対策課福祉係または各庁舎の地域振興課福祉係で請求手続きをしてください。

◆必要書類 請求書等は福祉対策課福祉係または地域振興課福祉係に備えています。

◆添付書類 請求者の支給順位等で異なりますので係にお問い合わせください。

→請求期限は3月31日(月)までです。期限を過ぎると請求ができませんのでご注意ください。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、外地等からの引揚者の「ご本人」に、慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない方も対象です。資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金までお願いします。

◆無料電話 0120-234933(月曜日から金曜日の午前9時15分~午後5時15分まで)※土曜、日曜、祝日は休み

◆ホームページ

<http://www.heiwa.go.jp>

→請求書は福祉対策課福祉係または地域振興課福祉係の窓口においています。

問い合わせ
福祉対策課福祉係
☎0977-84-3111
内線311

国民健康保険が変わります

高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

平成20年3月31日まで

1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養(医療)費として支給されます。また介護費用が高額になったときは、介護保険から高額サービス費が別に支給されます。

平成20年4月1日から

医療費の自己負担額と介護サービスの利用料が合算できるようになります(高額医療・高額介護合算制度)。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して高額になったときは、限度額(年額)を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

● 高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額(毎年8月～翌年7月)/予定)

	70歳以上 75歳未満	後期高齢者 医療制度		70歳未満
一 般	62万円(83万円)	56万円(75万円)	一 般	67万円 (89万円)
現役並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)	上 位 所得者	126万円 (168万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)	住民税 非課税世帯	34万円 (45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)		

※平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して()内の限度額を適用する場合があります。

● 40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります

国保では平成20年度から、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた新たな「特定健康診査(特定健診)・特定保健指導」が始まります。

「特定健診」では生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けての生活改善を指導します。



「特定健診・特定保健指導」の流れ

- 1 特定健診・特定保健指導の実施計画を作成
- 2 特定健診の実施
- 3 健診結果から保健指導対象者を決定
- 4 対象者に生活改善を支援する保健指導を実施
- 5 指導の結果、健康状態や医療費がどう変化したかを確認

● 65歳以上の人の保険税の年金天引きが始まります

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税納付について、世帯主の年金からの天引き(特別徴収)が始まります。ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年間18万円未満の場合、介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に保険税を納めることになります(普通徴収)。

平成20年4月から

義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。

平成20年3月31日まで

3歳未満 2割

平成20年4月1日から

義務教育就学前 2割
(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上と老人保健制度で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上に変わります。

平成20年3月31日まで

70歳以上

平成20年4月1日から

65歳以上

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般の国保加入者となります。

平成20年3月31日まで

退職者医療制度
の対象年齢
75歳未満

平成20年4月1日から

退職者医療制度
の対象年齢
65歳未満

平成21年4月から 変わる事

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合および自己負担限度額は、平成20年4月から一部引き上げられる予定でしたが、平成21年3月まで現状で据え置かれることとなりました。平成21年4月から次のように変更される予定です。

70歳以上75歳未満の人（現役並み所得者以外）の自己負担割合が2割になります

70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の人については2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割が変わりません。

平成21年3月31日まで

70歳以上75歳未満 1割
(現役並み所得者以外)

平成21年4月1日から

70歳以上75歳未満 2割
(現役並み所得者以外)

70歳以上75歳未満の人（一般）の自己負担限度額が引き上げられます

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられていますが、自己負担割合の変更に伴い70歳以上75歳未満の人（一般）の自己負担限度額が引き上げられます。自己負担限度額は次のとおりとなります。

平成21年3月31日まで

●70歳以上75歳未満（一般）の自己負担限度額

外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
12,000円	44,400円

平成21年4月1日から

●70歳以上75歳未満（一般）の自己負担限度額

外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
24,600円	62,100円 <44,400円*>

※過去12カ月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

国民健康保険税は必ず納付を

国民健康保険被保険者証の更新の時期になって未納の国民健康保険税がある場合、被保険者証は郵送による交付を行いません。滞納税額の納入または納税相談のうえ有効期限の短い短期被保険者証を、完納した場合は通常の被保険者証を窓口で交付します。

国保に加入する人が保険税をきちんと納めないと、支えあいのしくみが成り立たなくなり、国保の運営ができなくなります。また、病気やけがの治療でかかった医療費をいったん全額支払うことになり、あなたにとっても大きな負担となります。保険税の納付にご協力をお願いします。

理由もなく保険税を滞納すると

災害など、政令で定められた特別な事情以外で滞納を続けると、次のような国保の滞納措置がとられます。

- 督促をつけたり、延滞金加算される場合があります。
- 財産の差し押さえを受けることとなります。
- 納期限より1年以上の滞納がある場合は保険証を返していただき、被保険者資格証明書を交付します。

このとき、医療機関の窓口でいったん保険診療分の費用全額(10割)を支払い、後日申請により7割が払い戻されます。また、保険税が完納されると認められたときなどは保険証は再交付されます。

- 保険給付の全部または一部が差し止められます。
- 保険給付の一部または全部を滞納保険税に充てさせていただきます。

このような滞納措置を行っても、なお滞納が続いている世帯は国保の給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)を受ける場合、その費用の一部または全部を滞納保険税に充てさせていただきます。

保険税の納付は便利で確実な口座振替の利用を!!

市営特公賃住宅 入居者の募集

狭間地域

市営住宅1戸の入居者を募集します。入居資格等の詳細については、電話や窓口、由布市ホームページにてご確認ください。なお、申し込み多数の場合は抽選となります。

- 物件名および募集戸数
市営アウル石城団地1戸(D-2)
(狭間町来鉢)
- 住宅概要
木造2階建て・3LDK(1棟2戸建て)
- 家賃
月額46,000円(敷金138,000円)
- 受付期限 3月14日(金) ※土日を除く。
- 申込先・問い合わせ
建設課(狭間庁舎) ☎097-583-1111

水質検査 計画について



由布市水道課では、水道水の安全確認のため水道法に基づき、定期的に水質検査を実施しています。

水道法の施行規則では、新年度に実施する水質検査の内容について「水質検査計画」を作成し、需用者へ公表することとされています。

これに伴い、水道課では「平成20年度水質検査計画」を作成しました。閲覧をご希望の方は、由布市役所水道課(狭間庁舎)、庄内振興局地域振興課水道係、湯布院振興局地域振興課水道係までお越しください。閲覧は平成20年3月1日からです。

問い合わせ

水道課 ☎097-583-1111 内線1113



ポリオ予防接種のお知らせ

対象年齢 生後3カ月～90カ月未満
 接種方法 経口接種
 接種回数 2回(6週以上の間隔をおく、次回は10月)
 持参品 母子手帳

■集団接種(無料)

地区	場所・接種日・受付時間
挾間	挾間健康センター 4月9日(水)・16日(水) 14:00～14:30
庄内	庄内保健センター 4月4日(金) 14:00～14:30
湯布院	湯布院コミュニティセンター 4月3日(水)・10日(水) 13:30～14:00

居住地区以外で接種希望の場合は1週間前までにお住まいの下記窓口にご連絡ください。

健康増進課(湯布院)

☎0977-84-3111内線333

庄内保健センター

☎097-582-1111内線501

挾間健康センター

☎097-583-1111内線2120

■個別接種(無料)※接種期間は4月

◆新こどもクリニック(挾間町)

☎097-583-8277

直接お申し込みください。

昭和50年～52年生まれの方は全国的にポリオの抗体保有率が低いと言われています。心配な方は有料で接種できます(個別接種のみ)。

582-1111内線500)

●申込先・問い合わせ

庄内保健センター(☎097-

ご連絡ください。

※参加希望の方は3月11日(火)までに

未就学のお子さんとその保護者

●対象者

くろろ!

保育士さんと手作りおもちゃをつ

●内容 親子ふれあい遊び

健康増進室

●場所 庄内保健センター2階

(午前11時30分終了予定)

●日時 3月18日(火)

午前9時30分～9時45分受付

親子ふれあい遊び 参加者募集

わくわく教室

保健所再編のお知らせ

平成20年4月1日から、別府県民保健福祉センター由布保健支所は『中部保健所由布保健部』になります。

所在地や電話番号、所管区域はこれまでと同じですが、これまで別府県民保健福祉センターで行っていた医療従事者等免許業務、医療法関係業務、温泉法関係業務、浄化槽法関係業務は、当保健部で行うことになります。

問い合わせ

別府県民保健福祉センター由布保健支所
 (☎097-582-0660)

健康カレンダー

挾間

2月20日(水) 10～11カ月児健診
 (13:30 挾間健康センター)

3月12日(水) 1歳6カ月児健診
 (13:15 挾間健康センター)

ちびっこ広場(9:30～11:30 挾間健康センター)

2月15日(金)、2月22日(金)、2月29日(金)

3月7日(金)、3月14日(金)、3月21日(金)



庄内

3月7日(金) 乳児健診(13:15 庄内保健センター)

3月14日(金) 幼児健診(13:15 庄内保健センター)

湯布院

2月28日(木) 4～5カ月児健診
 (13:00 湯布院健康管理センター)

大分エコライフプラザからのお知らせ

大分エコライフプラザ ☎097-588-1410

再生家具・自転車の抽選会

再生した家具・自転車を無料でお譲りします。

●抽選日時 3月2日(日) 12:30~

●申込期限 3月2日(日)正午までに大分エコライフプラザにて随時受け付けをしてい

ます。当選時の持ち帰りは各自で行ってください。



フリーマーケット

家庭で不用になった衣類や家電製品などが出品

されます。ぜひお越しください。

●日時 3月2日(日) 10:00~14:00

古着の引き受け・引き渡し

古着の引き受け・引き渡しを無償で実施しています。

●引き受け 家庭で不用になった古着を大分エコライフプラザへお持ちください。無償で引き受けいたします(汚れた衣類や下着類など品物によっては、引き受け

できない場合があります)。

●引き渡し 大分エコライフプラザに展示している古着をお譲りします。現在お譲りできる古着については、大分エコライフプラザまでお問い合わせください。



紙すき体験教室

牛乳パックを使用してはがき等を作成します。

●日時 3月15日(土) 10:00~12:00

●定員 15人(先着順) ●参加料 300円

●申込方法 3月13日(木)までに、大分エコライフプラザまで連絡してください。

2月は省エネルギー月間です

「知っている」から「やっている」へ

私たち一人ひとりの省エネ行動が、やがて大きなエネルギーの節約につながります。

- 暖房は必要なときだけに。
- テレビは見ないときは消す。
- 冷蔵庫は温度調節と詰め込みすぎに注意。
- 家電製品は使わないときはプラグを抜く。
- シャワーは流しっぱなしにしない。
- 車の急発進、急加速はやめる など

ユ-パス運休のお知らせ

3月の運休日が次のようになります。ご利用予定の方は注意してください。

- 3月7日(金) 運行路線のうち、次の便を運休します。
 - ①シャトルバス全便運休
 - ②塚原コース (由布院駅前バスセンター 12:45発)
- 問い合わせ 総合政策課 ☎097-582-1111 内線217)

今月の税

- 国民健康保険税 ……………9期分
- 入湯税 ……………2月期分(1月分)
- 介護保険料(普通徴収) …9期分

納期限 2月29日(金)

地買地消

買い物は市内商店でしましょう。



休日在宅当番医

- 内科・外科医

2/17 森整形外科医院(挾間)	☎097-583-3077
2/24 庄内診療所(庄内)	☎097-582-3600
3/ 2 日野病院(湯布院)	☎0977-84-2181
3/ 9 川崎内科(挾間)	☎097-583-5211
3/16 宮崎医院(庄内)	☎097-582-0345
3/20 新こどもクリニック(挾間)	☎097-583-8277
- 歯科医

3/ 9 小原歯科医院(挾間)	☎097-583-3877
-----------------	---------------



人の動き

●総人口 …… 36,852人(36,895)
 ●男 …… 17,666人(17,678)
 ●女 …… 19,186人(19,217)
 ●世帯数 …… 14,892戸(14,896)
 2月1日現在 ()は1月1日時点
 ※1月から人の動き欄の総数を外国人登録を含めた数字に改めました。

発行元

由布市役所庄内庁舎総務部総合政策課
 〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地
 TEL097-582-1111 FAX097-582-3971
<http://www.city.yufu.oita.jp/>
 印刷：株式会社インタープリンツ

キラリ編集集

川西小学校で人権の花運動終了を記念して風船飛ばしが行われました。子どもたちが育てた花の種が付けられて大空に飛んでいった風船。先日、千葉県の銚子漁港で水揚げされたカレイの背中に、川崎市内の小学生が14年前に風船で飛ばした手紙が張り付いていたことが報道され話題になっていました。子どもたちの風船も遠くに飛んで、どこかできれいな花を咲かせてくれるといいですね。(ゆ)

先日、地球温暖化を警鐘する内容の映画を鑑賞しました。その時に親子連れを発見！映画を通して一緒に子どもと考え、伝えていって素晴らしいことですね☆今月のスナッフはほんのりと雪化粧をした由布岳です。この美しい自然環境を守るためにも、まずは私たちから始めて行きたいと、あらためて実感しました。(ふ)



みなさんこんにちは市長です。
 わたしが大学3年生のころ、わが家ではテレビを購入しました。当時としては珍しかったので力道山のプロレスの日は仕事も早く切り上げたり、紅白歌合戦なども近所の人達が早くからやって来てみんなで見ました。当時は電波の入りも悪く、少しでも良く見えるところをとアンテナを持って探し歩いたのです。それからすぐ洗濯機、掃除機など多くの電化製品が各家庭にそろいました。大変便利になるとともに毎日の生活に楽しみも増え、幸せだなあと考えたものでした。
 あれから40年近くが経ち、当時から想像も出来ないほど生活様式も変わり素晴らしい発展を遂げました。だからあの当時

こんにちは

市長です

No. 26

文・首藤 奉文



▲川西小の人権の花運動終了式にて

より、はるかにしあわせかと言うと、なかなかそうは言えません。シンガーソングライターの、みなみらんぼうさんがこんなことを書いていました。

ところで僕も今年で62歳になろうとしている。昔も今もしあわせはしあわせで同じものと考えていたがとりまく状況はすっかり変わった。還暦を過ぎてもみんな元気である。近所のAさんは拍子木を、買ってきて「いい音でしょう、大相撲みたいだ」と悦に入っていた。「どうするの？」と聞いたら「最近このあたりも物騒になったから、毎日数回町内を見回りするんだ」と言う。「拍子木があると怪しまれないでしょ」と笑っていたが、何カ月も続けていると「回る時間が遅れたりすると門の前に出て待っていてくれるおばあさんがいるんだ」と嬉しそうだった。

しあわせを願いながら尽きることのない物欲のために、幸せであることに気付かない。しっかりと自分を見つめていないとすぐにこのようになってしまいそうです。ものなかつた昔でも「足るを知れ」と先人たちは戒めています。今こそ「知足」の幸せをかみしめなければいけないと思います。そこからこそ穏やかな、優しい心が生まれてくるのではないのでしょうか。皆さんはどうお考えですか。



2008
FEBRUARY
2
Vol.29

City情報広場



まちのスポットライト
ハッピーバースデー／さわやかキッズ
まちかどズームアップ
DEAR 図書館だより
由布市文化財探訪
みんなのひろば

みんなに届け
人権の輪

人権の花運動(川西小学校)



人の暮らしに感動を
時松辰夫さん(湯布院町川上)

経済産業大臣賞・日本クラフト大賞に輝く



1日に作れるのは1個の「えびす弁当」。仕切り板を移動させることで自由に料理が配置できます。

「人の暮らしに感動を与え、生活している人が楽しくなるものを作りたい」と時松さん。



まちの スポットライト vol.28

このコーナーは
「元気な人とまち」を応援するために
シリーズで掲載しています。

日本クラフトデザイン協会主催の「第47回日本クラフト展」で時松辰夫さん(湯布院町川上)が、最高賞に当たる経済産業大臣賞・日本クラフト大賞を受賞しました。

創意工夫により築いてきたクラフトデザインの技術を競うクラフト展の出品作品は、陶芸やガラス、木、竹、ジュエリーなど幅広い分野にわたっています。大賞受賞となった作品「えびす弁当」は、成形曲げ加工を加えたへこみのある形がユーモアあふれ、穏やかな心地よさを感じると審査員から絶賛。満票を獲得し最高賞の受賞となりました。

同展の今回のテーマであった「スマイル」をどう表現しようか悩んだという時松さんですが、木の器に入った食べ物を見て「おいしそう」と笑ってくれるお客さんの笑顔イメージして制作。作業を進めていくうちに、家族の笑い声が聞こえるような気がして、お弁当箱のサイズも1人用から他用途に使えるサイズまで数種類とりそろえたそうです。

時松さんは、平成3年にアトリエ・ときデザイン研究所を湯布院町に開設。現在は全国各地から集まったお弟子さんの技術指導にあたり、また、生活者の視点にたった生活道具を作り続けています。「地域資源を活用するためにも、ものづくりの場所が地元にあることは重要。人を育て、技を磨いていくことで地域社会との結びつきを強め、地場産業の発展にもつなげたい」と話します。

木の温もりを感じることができる作品からは、それらを使う人々の生活が見えてきそうです。「日々の生活を見つめ、そこに住む人々にとってくらしやすい環境を考え、役立つ道具を提供したい。『生き方をデザイン』することが大切」と、精力的に創作活動に取り組んでいます。



目標に向かってがんばる
子どもたちを紹介します



由布さわやかキッズ 28

突き指に負けずにファイト!

はさまFCドリーム

由布市内で唯一のフットベースボールクラブ「はさまFCドリーム」は、今年でクラブ創立から10年目を迎えます。現在、小学2年生から6年生までの女の子11人が所属しており、楽しく元気に練習しています。練習は準備体操からはじまり、キャッチボールやキックの練習をして、最後に各ポジションについて本格的な練習を行います。

県や大分支部での大会では上位に食い込むものの、優勝経験はないそうで、「子どもたちと一緒に大会で優勝することが目標です」と語るのは伊藤博通監督。現在では、伊藤監督を含めた5人の指導者がその夢にむかって熱心に指導しています。何よりもチームプレーを大切に、ケガに気をつけて楽しみながらプレーすることがチームの「モットー」です。

しかし、11人でゲームをするフットベースボールですが、現状では人数の関係で1チームしかできません。キャプテンの田辺郁恵さん(小6)は「野球の知識も覚えて、何より学年に関係なく楽しくできるところが良いところですよ」とPRしてくれました。練習時間は毎週日曜日の午前9時から正午まで、由布川小学校のグラウンドで行っています。市内外問わず、誰でも参加できて見学も自由です。お問い合わせは、保護者会代表の田辺伸子さん(☎097-583-4451)までお願いします。

ぜひ、あなたもホームランやノーバウンドでボールを取る“喜びや楽しさ”を体験してみませんか。



◀ボールとともに、彼女たちの夢も広がります

ハッピー2月バースデー

HAPPY BIRTHDAY TO YOU!



もり あいさ
森 愛桜ちゃん

平成19年2月12日生 挾間町向原

愛ちゃん1歳の誕生日おめでとう。いつも元気で笑顔のかわいい愛桜。誰からも愛される明るく優しい子に育ってね。



歌がだい好きなたくくん、お誕生日おめでとう！
これからも上手な歌と、とびっきりの笑顔で周りの人を和ませてね。

さとう まさとら
佐藤 正虎くん

平成19年2月16日生 挾間町古野



しゅう みなみ
首藤 南美ちゃん

平成18年2月6日生 庄内町野畑

南美、2歳のお誕生日おめでとう。お歌の大好きな、みなみからいつも元気をもらっているよ。ありがとう!

※お誕生日コーナーにお子さんの写真を掲載したい保護者の方は、事前に総合政策課(☎097-582-1111 内線222)へ電話でお申し込みください。対象は3歳以下で、市報ゆふのお誕生日コーナーに掲載されたことがない方とします(先着順)。

まちがどズームアップ

体感

音楽を体で表現してみよう

福祉ボランティア専門研修「音・音楽を楽しみましょう」が12月に庄内体育センターで行われました。NPO法人ゆふのA Iの主催で、当日は受講生をはじめおよそ30人が参加。講師のミュージックセラピスト中島恵子さん（こども音楽センター）から、人の発達に音がどのように影響するかなどを学びました。また、参加者は音楽を聞いてイメージすることを話し合ったり、体を使って音を自由に表現。音を多感覚に体感し、音楽の楽しさを味わう機会となりました。



繁栄

無病息災を願って

挾間町篠原の大將軍神社で「春の大祭」が行われました。古くから牛馬や農耕の守護神として知られており、熊本の殿様が参勤交代の途中で足を痛め動けなくなった馬の回復を神社に祈ったところ、たちどころに元気になったとの伝えもあります。初日の1月13日には挾間町の畜産農家が3頭の牛をひいて参拝。おはらいを受け、牛馬の安全と農家の繁栄を祈願しました。また、境内では植木や食品の出店が並び、庄内地域の樺木神楽座による神楽が奉納されました。

祝福

いつまでもお達者で

1月10日、森岡スエさん（挾間町北方）が100歳の誕生日を迎え、首藤市長が入院中の市内の病院を訪問し、長寿を祝って花のアレンジメントと記念品を贈呈しました。

歌を歌ったり花づくりをするのが趣味で、人と話すことも好きだという森岡さん。ご家族の話では「自分に厳しく、気丈な性格な人なので長生きできたのではないか」とのこと。体調もだいぶ良くなっていて、退院後の花づくりなどを楽しみにされているそうです。



交流

日本の遊びを教えたよ

東庄内小学校で1月18日、イランのハイヤム高校との国際交流会が行われました。昨年7月に両校は教育、研究等の交流を通じて連携を深めようと協力関係を約束。それを受け、今回はハイヤム高校から教師、生徒6人が来校し、児童と一緒に給食を食べたり、サッカーなどをして親睦を深めました。また、3年生の児童が企画した交流会では、日本の遊びを体験してもらおうと、竹馬や折り紙を紹介。笑顔あふれる会となり、楽しい時間を過ごしました。



▲「だまし舟」の遊び方を教える子どもたち

協働

団塊世代のパワーをまちづくりに

はさま未来クラブと由布市の協働事業で、由布市協働のまちづくりグループ交流会が1月19日、はさま未来館大研修室で行われました。市内でまちづくりに携わっている団体などからおよそ100人が参加。パネルディスカッションでは、二宮謙児さん(湯布院町湯平)が「イベントによるまちづくり」、二宮勝利さん(庄内町畑田)が「花いっぱいのもちづくり」、田中廣幸さん(挾間町谷)が「地域の農業を通じた活性化」について

実践事例を報告しました。今後、まちづくりに団塊世代の参加・活用を図るためには、どのような課題があるかなどについても討論され、「人と人とのつながりを広げていくことが重要で、積極的なPRも必要」などの意見が出されました。



▲各団体の活動をパネルで紹介



環境保全

今、私たちにできること

1月29日、県生活学校運動推進協議会(小野ひさえ会長)主催の大分・別府ブロック研修会がはさま未来館で開催されました。「ストップ地球温暖化」をテーマに、挾間生活学校「るぼ」による寸劇や元南極観測船「しらせ」艦長の加藤達雄さんを講師に迎え、「南極から見える地球の未来」と題して講演。南極の映像とともに地球温暖化による影響を分かりやすく紹介し、参加者に好評でした。また、エコ活動の一環としてマイ箸袋作りに挑戦するなど、地球環境を考える一日となりました。

▼会場が笑いに包まれた「るぼ」の劇



実体験を話す加藤達雄さん▶



人権

みんなの心に咲いたきれいな花

「花を咲かせて ホットハート川西小」をスローガンに人権の花運動に取り組んできた川西小学校で1月28日、終了式が行われました。首藤市長が感謝状と記念品を児童代表に手渡し、「今日からより一層人を思いやる気持ちを大切にしてほしい」とあいさつ。1年間の取り組みを振り返って児童の代表5人が「みんなで水やりをしました。花に負けずに強くてやさしくなりたい」などと感想を発表。花を育てることをとおして、いろんなことを思いやる心も育ったようです。



DEAR ディア

由布市立図書館

庄内図書館

湯布院図書館



2月・3月は
各図書館で
「特別整理期間」
を設けます。

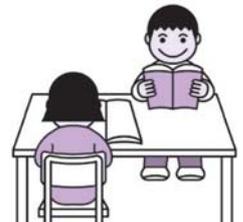
- 由布市立図書館
2月19日(火)～29日(金)
- 庄内図書館
3月1日(土)～16日(日)
- 湯布院図書館
2月26日(火)～29日(金)

期間中は休館します。

本の返し忘れはありませんか？蔵書点検が始まります。

蔵書点検とは？

- ★由布市立図書館では毎年2月に蔵書点検を行います。今年は2月19日(火)～29日(金)。この間休館します。約7万4千冊の本のバーコードを読み取ります。これにより、決められた場所に本があるか、期日を過ぎてても返却されていない本があるかなど確認ができます。もし、返し忘れた本があれば蔵書点検までに必ずお返しください。
- ★庄内図書館は3月1日(土)から16日(日)の間、館内整理。この間休館します。
- ★湯布院図書館は2月26日(火)から29日(金)の間、館内整理。この間休館します。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



＝お願い＝

- ★延滞の期間が長い場合は督促状を出しますのでご了承ください。本を紛失した場合は弁償をお願いしています。図書館の本は市民共有の財産です。皆様が気持ち良く利用できるよう、一人一人気をつけましょう。
- ★図書館利用のマナーアップを呼びかけています。
「本を汚さない・本を折らない・本を破らない・本に書かない・返す日を守る」これらのことにご協力をお願いします。

2月のテーマ展示 『後藤榎根』

1月に続き後藤榎根がテーマです。出版当時の書籍や雑誌、紙芝居などが展示されています。

2月のミニ個展 『絵画作品展』

出展者：坂口 明美さん
小野 佳緒里さん

後藤榎根記念

「ならねっ子まつり」が開催されました。

2月9日(土)はさま未来館において、後藤榎根を顕彰する事業の一環として、榎根の児童文化活動のころざしを継承し、広め、明日を担う子どもたちの健全育成を目的に、後藤榎根記念「ならねっ子まつり」が開催されました。詳しくは3月号で報告します。

図書館まつりが開催されます。

- 3月8日(土) 10:00～12:00
はさま未来館文化ホール
- 3月9日(日) 押し花教室 ※先着30人

劇(小学生参加)、読み聞かせ、パネルシアター、ほかにも楽しい企画がいっぱい！プレゼントもあります。

2月のカレンダー

■ 3館の休館日

○ 3館のおはなし会

<http://library.yufu-city.jp/>
mail: h_tosho@city.yufu.oita.jp

由布市立図書館からお知らせ

TEL.097-586-3150 FAX.097-583-1186

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	

3月の休館日 3月・10月・17日・20日・24日・25日・31日

3月のおはなし会 19日・22日

庄内図書館からお知らせ

TEL.097-582-0214 FAX.097-582-0683

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	

3月の休館日 1日～16日特別整理期間休館・20日

3月のおはなし会 16日

湯布院図書館からお知らせ

TEL.0977-84-2604 FAX.0977-84-2603

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	

3月の休館日 3月・10月・17日・20日・24日・25日・31日

3月の読みかたり 13日

農業NOW

今月は「**里の駅 かぐらちゃや**」です。



▲元気いっぱい皆さんのお越しをお待ちしています。



▲季節限定の桜もちが“絶品”



▲かぼすの風味薫る特製ほん酢



自慢の惣菜をぜひ♪



ここでは、平成13年5月のオープンから今年で7年目を迎える「かぐらちゃや」。毎日、新鮮な野菜と手作りの惣菜などを買いたいお客さんで賑わっています。店内には、神楽カレンダーやみことちゃん人形などの神楽グッズをはじめ、染め物やデザート類など品物も豊富。また、国道210号沿いにあり、庄内町外からのお客さんも多く、庄内町内の特産品も数多く揃っています。

かぐらちゃやでは、代表の首藤久美子さんをはじめ、9人のスタッフが交代制で毎日頑張っており、野菜や加工品を出荷する会員は180人に増えました。平成17年8月には「農産物安全確保体制導入直売所」の認定も受けており、常に生産者へ安全・安心を第一に呼びかけています。

今年の目標は「ムダをなくすこと」。平成18年9月から平成22年3月までの指定管理者制度の指定を受けて、まずは“経営”を意識しながら、コスト削減を図っています。また、曜日によって惣菜の品目を変更し、季節を先取りした品物を提供するなど、常に心がけているそうです。

最近では地元の中学生を職場体験として迎えるなど、まさに地域振興と活性化に役立つ活動拠点の場と言えるでしょう。現在は食堂部門をお休みしていますが、1人暮らしの高齢者や、日中働きに出ている主婦などをターゲットに、これからは弁当部門にも取り組む予定です。

かぐらちゃやの挑戦が、今はじまります。

(電話) 097-582-2555 (営業時間) 8:00~16:00
(FAX) 097-582-2561 (定休日) 毎週木曜日休み

YUFU農業ニュース

現在策定中

「由布市農村振興基本計画」

1月28日、第1回目の「由布市農村振興基本計画」策定委員会(森光秀行委員長含む15人の委員で構成)が行われました。同計画は農村振興のためのマスタープランであり、由布市全域を対象に概ね10年先を見通して作成される計画です。県内では平成18年度までに12地区作成されており、これにより農道や水路、防火水槽などの整備ができる農村振興・中山間総合整備事業の採択が可能になります。今年3月の計画作成にむけて、今後も策定委員会で施策の基本方針や農村振興のテーマについて検討していきます。



委員会を前に各委員へ委嘱▶



~このコーナーは農政課との共同企画です~ (ふ)

由布市文化財探訪

その.25

今回は庄内地域の直野内山にある「浄水寺の石幢」を紹介します。

湯平から阿蘇野へ向かう市道扇山線を進み、直野内山へ左折すると、すぐ左上に、早くから無住でありながら、現在に至るまで広く信仰されている宝陀山浄水寺(通称 内山観音)があります。『大分縣郷土史』によれば、慶長年間(1596年から1614年)に、浄覚禪師が再建、また同寺の由来記には明和2年(1765)本堂再建とあり、境内には、室町時代の作と推定される四面石幢があります。

石幢は、総高191cmの重制石幢で、各部とも平面は四角であり、内刻の深い笠は破損が激しく、龕部四面には、地蔵像が二軀ずつ彫られています。この石幢は庄内町に現存する石幢とは形式を異にし、どちらかといえば、豊肥地区の石幢の形式を伝えています。

参考文献 『庄内町誌』



▲浄水寺石幢



▲浄水寺の聖観世音菩薩

●次回紹介は……

由布市指定文化財「山石原の禽獸供養塔」を紹介します。お楽しみに!

「伝説 浄水寺の観世音菩薩」

左記で説明した石幢のある浄水寺の本尊聖観世音菩薩には、次のような言い伝えがあります。

昔、内山の近くに浅井長治と名のる長者が住んでいました。しばしば朝廷に珍しいものを献上し、天皇から朝日の二字をいただき、人々は彼を朝日長者と呼ぶようになりました。

ある時長者は、観世音菩薩を祀ることを思いたち、御堂を建て、都から百済の僧、日羅上人を招きました。日羅上人は、数年滞在した後、百済から持ってきた観世音菩薩を安置して都に帰りました。

それから時は流れて、ある時温湯左馬之助という武士が立ち寄りました。左馬之助は、キリスト教を信じていたので、仏教の寺を次々と焼きました。浄水寺では、観世音様を運び出そうとしましたが、仏像はびくともしませんでした。腹を立てた左馬之助は、堂に火を放ち寺を焼き払いました。この時仏像は燃え上がる炎の中からどこへともなく飛んでいってしまいました。左馬之助は、その後大病にかかり三日三晩苦しんで死んだといわれています。

村人は仏像を、総出であちこち探したが、行方はわからずじまいでした。それから何年か過ぎたある夜、一人の猟師が原野を通りかかると、向こうのほうで何かキラリと輝くものを見つけ、近寄ってみると、長い間村人が捜し求めていた観世音菩薩でした。喜んだ村人たちは、さっそく御堂を建てて、仏像を祀りました。それから参拝者の数は増え、御堂にあふれるほどになったそうです。

※上文は『庄内町誌』掲載文を加筆したもの

問い合わせ

由布市陣屋の村歴史民俗資料館
☎ 097-583-3941

由布市教育委員会 生涯学習課文化振興係
☎ 0977-84-3111 (内線234)

HOT LINE

みんなのひろば

由布市総合政策課
☎097-582-1111 内線222

相談

無料相談会

日時 2月20日(水) 午後1時～午後4時
場所 県行政書士会(大分市城崎町・県住宅供給公社ビル3階)
内容 遺言・遺産相続・不動産関連など生活における悩み事
問い合わせ 県行政書士会事務局(☎097-537-7089)

くらしの安心相談員による消費者相談

架空請求、振り込め詐欺などの被害が多発しています。相談は無料で、電話相談も可能です。
日時 2月25日(月) 午前9時～正午まで
場所 市挾間庁舎2階会議室(☎097-583-1111 内線1201) 庄内庁舎3階会議室6(☎097-582-1111 内線316) 湯布院庁舎2階会議室3(☎0977-84-3111 内線252)
問い合わせ 商工観光課(☎0977-84-3111 内線512)

耳の日無料相談会

～みみ・はな・のどの無料相談～

日時 3月2日(日)
 午前10時～午後1時
場所 トキハ会館4階
 (大分市府内町)
内容 みみ、はな、のどを中心とした相談
相談医 耳鼻咽喉科専門医
問い合わせ 大分大学医学部内日本耳鼻咽喉科学会 大分県地方部会(☎097-586-5913)



無料労働相談

日時 3月12日(水) 午後1時30分～午後4時30分
場所 大分文化会館 2階第2会議室
方法 直接来場または下記の電話番号までお願いします。
 労働相談専用ダイヤル(☎097-532-3040)
対象者 中小企業等の労働者および使用者
相談内容 賃金、労働時間、労災など労働問題全般
問い合わせ 県労政・相談情報センター(☎097-506-3352)

民事介入暴力集中相談

暴力団等が関係した被害や不当な要求などの困り事について、弁護士や相談委員が、面接または電話で相談に応じます。
 ※相談は無料、秘密厳守します。
期間 3月13日(木) 午前10時～午後4時
場所 コンパルホール(3階301会議室)
 当日の相談専用ダイヤル(☎097-538-4704)
問い合わせ (財)暴力追放大分県民会議(☎097-538-4704)

募集

田北奨学会奨学生募集

財団法人庄内町田北奨学会では、平成20年度の奨学生を募集します。
出願期間 2月25日(月)～3月21日(金)
対象者 庄内町在住の方
 ※出願資格など詳しくは、下記までお願いします。
問い合わせ 田北奨学会事務局(☎097-582-1111 内線313)



大分県奨学会奨学生募集

対象者 大分県内に住所を有する人の子弟で、平成20年4月に大学および短期大学に入学する人
募集期間 3月10日(月)～4月21日(月)
貸与期間 平成20年4月から在学する学校の正規の最短修業期間
貸与月額および募集人員 〈一般奨学金〉120人
 国公立自宅3万6千円～私立自宅外5万1千円
 〈伊藤隼・マサ代・孝子奨学金〉5人
 国公立自宅5万円～私立自宅外6万9千円
問い合わせ 大分県奨学会(☎097-506-5620)

県政モニター募集

県では、広く県民のみなさんからご意見をお聴きし、県民中心の開かれた県政を推進するとともに、県政へのご理解とご関心を深めていただくため、県政モニターを募集します。



活動期間 平成20年4月～平成21年3月
活動内容 県政に対するご意見、ご提言(随時)、県からのアンケートへの回答や説明会等への参加
対象 県内在住の20歳以上の方(公務員、国・地方公共団体の議会議員は除きます)
応募方法 ①メールモニターを希望される方は県庁ホームページ(<http://www.pref.oita.jp/>)よりお申してください ②文書モニターを希望される方は以下の事項を記入のうえ、県広報広聴課(〒870-8501 大分県庁広報広聴課県政モニター係)までご送付ください。※FAX(097-506-1726)も可。
 (記入事項)住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職種・勤務先、その他所属団体・地域活動等、過去の県政モニター経験、提言したいこと(100字程度)
募集期限 2月29日(金) ※当日必着
問い合わせ 県広報広聴課広聴係(☎097-506-2097)

『若者自立塾』入塾者募集

無職や無就学、引きこもり状態にある方々を対象に3カ月間の合宿生活の中でさまざまな体験学習を通して、社会人として必要な基本的能力と自身や意欲を持たせ、就学・就労へ導くことを目的とした厚生労働省の委託実施事業です。

開始時期 第9期生 4月1日から3カ月間
定員 20人

※説明会および個別相談会を下記の日程で行います。

日時 3月18日(火) 午後1時～午後3時
場所 大分NPOプラザ(大分市東春日町大分第2ソフィアプラザビル4階)
問い合わせ 学校法人久留米ゼミナール内若者自立塾事務局(☎0942-44-0459)



学校

大分県立聾学校

募集学科 本科(産業工芸科、被服科、理容科)
 専攻科(工芸科、被服科、理容科)
募集期間 前期2月18日(月)～2月22日(金)
 後期3月17日(月)～3月19日(水)
選考期日 前期3月11日(火)
 後期3月21日(金)
資格 聴覚に障がい有する者
問い合わせ 県立聾学校(☎097-543-2047)

碩信高校生徒募集

県内でただ一つの単位制による通信制独立高校「碩信高校」では、高校卒業の資格を得ようとする人たちを対象に生徒を募集しています。
学科 普通科、衛生看護科、被服科
入学資格 中学卒業程度
学習方法 レポート指導と月2回(日曜日)のスクーリング(面接授業)
学費 年間3万円
募集期間 3月6日(休)～3月19日(水) 正午まで
問い合わせ 県立碩信高校(☎097-543-9339)

研修会・教室

県立病院の健康教室

日時 2月19日(火) 午後1時～午後2時
場所 大分県立病院 3階講堂
演題 「心臓弁膜症の外科治療～最前線の治療も含めて～」講師：心臓血管外科 高井秀明 主任医師
 ※入場無料・事前予約も不要です。
問い合わせ 大分県立病院 総務班(☎097-546-7118)

訪問看護研修会

在宅療養者の訪問看護に従事する看護職員が基礎的知識と技術を修得するための講習会を行います。
日時 5月8日(木)～7月10日(木)まで(合計30日間) 午前9時30分～午後4時30分
場所 県看護研修センター(大分市寿町)
対象 保健師、助産師、看護師、准看護師の有資格者で、原則として5年以上の臨床看護経験者
受講料 無料(ただし資料代10,000円別途必要)
申込期間 3月10日(月)～3月31日(月)
申込先・問い合わせ 県ナースセンター(☎097-534-8118)

スポーツ

第50回県内一周大分合同駅伝競走大会

2月18日から22日までの5日間、県内一周大分合同駅伝競走大会が全37区間(388.8km)で行われます。由布市の市番号は「9」番です。皆さんの応援をよろしくお願いいたします。

開催期間 2月18日(月)～2月22日(金)

由布市通過日・予定時間

《大会3日目》2月20日(水)

11:00 市役所庄内庁舎前再出発

11:26 湯平駅上

12:03 湯布院庁舎前

第3回由布市柔道選手権大会

第3回由布市柔道選手権大会が1月13日(日)、挟間中学校武道場で開かれました。98人の選手がエントリー。



結果は次の通りです(優勝者のみ紹介)。

小学1・2年生男子:平山 和義(大分南地区少年柔道クラブ)

小学1・2年生女子:井上 佳穂(庄内柔道教室)

小学3・4年生男子:工藤 祐輝(挟間町少年柔道クラブ)

小学3・4年生女子:高橋 笑(庄内柔道教室)

小学5・6年生男子:工藤 正太郎(挟間町少年柔道クラブ)

小学5・6年生女子:大平 玲奈(尚武館田崎道場)

中学生男子の部:坂井 勇太(挟間中学校)

中学生女子の部:小野 紗矢耶(挟間中学校)

一般男子:大塚 新(庄内柔道教室)



2008 チャレンジ! おおいた国体

ここから未来へ 新たな一歩

由布市はゴルフ(少年男子)、アーチェリー、銃剣道、ライフル射撃、ラグビーフットボール(少年男子)の開催地です。おおいた国体は平成20年9月27日～10月7日の開催です。

チャレンジ! おおいた国体 由布市実行委員会

エッセー募集のお知らせ

チャレンジ! おおいた国体・おおいた大会実行委員会では、今年9月から開催するチャレンジ! おおいた国体(第63回国民体育大会)とチャレンジ! おおいた大会(第8回全国障害者スポーツ大会)に関するエッセーを募集します。

名称 「わたしとチャレンジ! おおいた国体」
「わたしとチャレンジ! おおいた大会」

対象 どなたでもご応募できます。

内容 意気込みや、昭和41年の大分国体をはじめこれまで開催された国体や全国障害者スポーツ大会でのエピソード、思い出の品物の紹介など

文字数 400字以内

募集期日 8月31日(日) 消印有効

選考及び発表 事務局で選考の上、実行委員会ホームページや広報紙で紹介。※順次掲載

応募方法 住所、氏名、年齢、連絡先電話番号を明記の上、メール、郵送またはファクシミリで、チャレンジ! おおいた国体・おおいた大会実行委員会事務局へお寄せください。ホームページ等掲載にあたってペンネームや匿名を希望される場合はその旨ご記入ください。

応募先

〒870-0037 大分市東春日町17番20
チャレンジ! おおいた国体・おおいた大会実行委員会(担当:総務企画課広報班)

☎: 097-537-2008

FAX: 097-536-8922

E-mail: mejiron@pref.oita.lg.jp

ホームページ: <http://www.mejiron.jp/>

催し

第3回庄内公民館まつり

日時 3月2日(日) 午前9時より

場所 庄内公民館

内容 ①ふるさと探求講座発表(午前9時15分より) 阿蘇野小学校児童らによる獅子舞・団扇取り実演 ②記念講演(午前10時より) 演題「心の健康・心におしゃれを」 講師:南慧昭氏 ③公民館教室生による作品展示

問い合わせ 庄内公民館(☎097-582-0214)

お知らせ

福祉人材面接会

介護・看護の仕事に就きたい方の就職促進を図るため、福祉人材面接会を、次のとおり開催します。

日時 2月27日(水) 午後1時より

場所 トキハ会館 5階(大分市府内町)

※詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

有機農業シンポジウムのお知らせ

日時 2月20日(水) 午後1時～午後3時30分

場所 はさま未来館(2階大研修室)

内容 有機農業の現状と推進法について、JAS有機認定農家による無農薬米栽培の報告など

問い合わせ ゆふ有機農業研究会 事務局:中村 (☎080-1742-6974)

※入場は無料ですので、お気軽にご参加ください。

春ダイヤ改正のお知らせ

JR九州では、3月15日(土)にダイヤ改正を実施します。

(今回のダイヤ改正のポイント)

- 九州～関西・中部・関東方面への旅行・ビジネスがより便利に！快適に！
- 朝夕通勤時間帯を中心に特急サービスをさらに充実します！
- 「ゆふ」「ゆふいんの森」の停車駅を追加(豊後中村駅)し利便性を向上します。

☆特急列車 特急「ゆふ」が全て小野屋駅に臨時停車します。

- 特急列車の停車で都市間・都市圏エリアの拡大と利便性アップを図ります。

列車名	ゆふ2号	ゆふ1号	ゆふ4号	ゆふ3号	ゆふ6号	ゆふ5号
小野屋駅発時刻	8:42発	10:25発	13:50発	15:03発	18:15発	19:59発

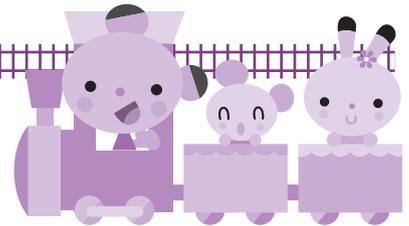
☆普通列車 大分駅から各方面への最終列車を増発し、30分繰り下がります。

- 大分駅から向之原駅への普通列車を増発します。

各駅発着時刻 (向之原駅終点)	大分発	古国府着	南大分着	賀来着	豊後国分着	向之原着
	23:30	23:34	23:38	23:41	23:44	23:49

→博多・小倉方面からの「ソニック57号」に大分駅で接続します。

問い合わせ JR九州 豊肥九大鉄道事業部(☎097-513-2333)



第19回 ゆふいんこども映画祭 今年のテーマは「こどもも、おとなも、楽しめる映画祭！」

【開催日】3月8日(土)～9日(日) 【場所】湯布院公民館 【問い合わせ】湯布院公民館(☎0977-84-2604)

【上映内容】

3月8日(土)	10:00	Aプログラム(47分) (ズデネック・ミレル監督特集) ①くいしんぼうのすずめ ②知りたがりワンちゃんといぬ ③コオロギくんとバイオリン ④イモムシくんは大スター
	11:00	Bプログラム(48分) ○ティピエアのルドヴィック ・雪の贈り物(冬) ・ワニのいる庭(春) ・おじいちゃんの家(夏) ・空に浮かぶ魔法(秋)
	13:00 14:50 18:30	○アズールとアスマール(99分) ○山椒大夫(124分) ※原作/森鷗外、監督/溝口健二 ○サウンド・オブ・ミュージック(174分)
3月9日(日)	10:00	文化庁優秀映画鑑賞推進事業「東映動画の世界」 ○西遊記(88分)
	11:30	○ミニトーク「東映動画のお話」(30分) 東映動画アニメーター 山下恭子さん
	13:00 14:30	○太陽の王子ホルスの大冒険(82分) ○長靴をはいた猫(80分)

【主催】由布市教育委員会・ゆふいんこども映画祭実行委員会

【鑑賞料金】

ペア券(当日券)	1,000円(1,200)	※幼稚園以下無料です。 ※フリーパス券は、すべての映画を鑑賞できます。 ※前売り券は湯布院公民館で取り扱っています。 →詳細は、2月中旬に市内小学生・中学生・各町公民館、新聞の折込にてチラシ配布
大人/高校生(当日券)	800円(1,000)	
小/中学生(当日券)	300円(400)	
フリーパス券※小/中学生のみ	500円	
文化庁優秀映画鑑賞推進事業(大人)	500円	

ゆふいんこども映画祭の実行委員募集

(※挾間町、庄内町の方のご参加をお待ちしています)

活動内容: 上映作品選定のための試写、映画祭の企画

ポスター募集

展示期間/3月1日(土)～3月9日(日)

展示場所/湯布院公民館ロビー

テーマ/自由

(絵の中に「ゆふいんこども映画祭」の文字を入れてください)

ポスター/ゴッホ紙、画用紙等

(クレヨン、クレパス、水彩等)

参加資格/由布市の小学生、中学生

(参加者には、フリーパス券を贈呈します)